

○ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）

改 正 案		現 行	
<p>(別添 2)</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>		<p>(別添 2)</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>	
ガス用品の区分	技術的内容	ガス用品の区分	技術的内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 (略)</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、<u>日本産業規格 S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 )</u> 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～16 (略)</p> <p>17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。</p>	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 (略)</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、<u>日本工業規格 S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 )</u> 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～16 (略)</p> <p>17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。</p>

(1) (略)

(2) ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20(4)（器具栓にあつては、技術的内容の欄の20(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 (略)

19 ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20～28 (略)

29 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

30 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコン

(1) (略)

(2) ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20(4)（器具栓にあつては、技術的内容の欄の20(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 (略)

19 ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20～28 (略)

(新設)

(新設)

トローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日付け20130605商局第3号）別表第四 配線器具の1（2）ロ（イ）で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含む。

(2) 「危険が生ずるおそれがないもの」とは、通信回線（（1）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有するものであつて、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。

（イ）手元操作が優先されること

（ロ）遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

（ハ）強制排気式のものにあつては、故障等により排気用送風機が作動しない時には、ガス用品の遠隔操作による点火操作を行えないようにすること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じること。

（イ）操作結果のフィードバックの確認

（ロ）動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

ホ 通信回線（（１）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じていること。

（イ）操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る。）

（ロ）外乱に対する誤動作防止

（ハ）通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式で、遠隔操作により操作するものに限る。）

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講じること。

ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じること。

チ 適切な誤操作防止対策を講じること。

リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。

ヌ 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、遠隔操作機構の操作によって、点火操作ができないこと。

3.1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉燃焼式ガスストーブ

1 (略)  
2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は

2.9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉燃焼式ガスストーブ

1 (略)  
2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は

、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

1.7 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の2.1 (4)（器具栓にあつては、技術的内容の欄の2.1 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の

、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

1.7 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の2.1 (4)（器具栓にあつては、技術的内容の欄の2.1 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1.6 機能部品の耐熱試験の3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の

5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18～19 (略)

20 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、且本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

21～29 (略)

30 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3.1 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の30の項に適合すること。

3.2 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位 キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～15 (略)

16 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18～19 (略)

20 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、且本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

21～29 (略)

(新設)

(新設)

30 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位 キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～15 (略)

16 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の19(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の19(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17 (略)

18 ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

19~28 (略)

29 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

30 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の30の項に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の19(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の19(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17 (略)

18 ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

19~28 (略)

(新設)

(新設)

29 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消

費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガスふろバーナー

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分及び空気調節器は、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3～7 (略)
- 8 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。
- 9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガスふろバーナー

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3～7 (略)
- 8 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガ

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガ

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本

ス瞬間湯沸器

産業規格 S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 2 0 (略)

2 1 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 4 ( 4 )（器具栓にあつては、技術的内容の欄の 2 4 ( 3 )）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

2 2 (略)

ス瞬間湯沸器

工業規格 S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 2 0 (略)

2 1 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 4 ( 4 )（器具栓にあつては、技術的内容の欄の 2 4 ( 3 )）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

2 2 (略)

2 3 ガスの取入部は、日本産業規格B 0 2 0 3 ( 1 9 9 9 ) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

2 4 ~ 3 2 (略)

3 3 開放燃焼式のもの又は自然給排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3 4 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の3 0の項に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

3 5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量(単位キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3 6 開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の2 0ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 2 1 (略)

2 3 ガスの取入部は、日本産業規格B 0 2 0 3 ( 1 9 9 9 ) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

2 4 ~ 3 2 (略)

(新設)

(新設)

3 3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量(単位キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3 4 開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の2 0ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 2 1 (略)

2 2 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

2 3～2 4 (略)

2 5 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

2 2 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

2 3～2 4 (略)

2 5 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26～34 (略)

3.5 開放燃焼式のもの(放射式のものに限る。)又は自然給排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3.6 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の3.0の項に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

3.7 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量(単位キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3.8 開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～19 (略)

26～34 (略)

(新設)

(新設)

3.5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量(単位キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3.6 開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま

1 (略)

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～19 (略)

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の23(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の23(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21 (略)

22 ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23~32 (略)

33 自然給排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の23(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の23(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21 (略)

22 ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23~32 (略)

(新設)

3.4 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の3.0の項に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

3.5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガスこんろ

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3～1.2 (略)
- 1.3 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1)～(3) (略)
  - (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格S 2 1 4 9 ( 1 9 9 3 ) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本産業規格C 9 7 3 0—1 ( 2 0 1 9 ) 自動電気制御装置—第1部：一般要求事項及び日本産業規格C 9 7 3 0—2—9 ( 2 0 1 0 ) 家庭用及びこれに類する用途の

(新設)

3.3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガスこんろ

- 1 (略)
- 2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3～1.2 (略)
- 1.3 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1)～(3) (略)
  - (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格S 2 1 4 9 ( 1 9 9 3 ) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格C 9 7 3 0—1 ( 2 0 1 0 ) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C 9 7 3 0—2—9 ( 2 0 1 0 ) 家庭用及びこれに類する

自動電気制御装置—第2—9部：温度検出制御装置の個別要求事項に定める規格に適合するものであること。

14～17 (略)

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度の温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の22(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の22(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19～20 (略)

21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14～17 (略)

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度の温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の22(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の22(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19～20 (略)

21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22～30 (略)

3.1 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成25年7月1日付け20130605商局第3号)別表第四配線器具の1(2)ロ(イ)で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含む。

(2) 「危険が生ずるおそれがないもの」とは、通信回線(1)に掲げるものを除く。)を利用した遠隔操作機構を有するものであつて、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。

(イ) 手元操作が優先されること

(ロ) 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じていること。

(イ) 操作結果のフィードバックの確認

(ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

ホ 通信回線(1)に掲げるもの及び公衆回線を除く。)にお

22～30 (略)

(新設)

いて、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じて  
いること。

(イ) 操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る  
。）

(ロ) 外乱に対する誤動作防止

(ハ) 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方  
式で、遠隔操作により操作するものに限る。）

へ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線  
の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講  
じること。

ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生  
ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じ  
ること。

チ 適切な誤操作防止対策を講じること。

リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。

ヌ 炎に触れることができるものにあつては、遠隔操作機構の操  
作によって、点火操作ができないこと。

3.2 遠隔操作機構を有するものにあつては、容易に消火操作又は火  
力調整（遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く。）  
が行えないものであること。

3.3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消  
費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガス  
グループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄  
に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用する  
ものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限  
る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表  
示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が  
表示されていること。

3.4 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が  
表示されていること。

(新設)

3.1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消  
費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガス  
グループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄  
に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用する  
ものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限  
る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表  
示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が  
表示されていること。

3.2 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が  
表示されていること。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあつては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

(備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本産業規格S2093（2019）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

2について（略）

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S2093（2019）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について（略）

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S2093（2019）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について（略）

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあつては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

(備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

2について（略）

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について（略）

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について（略）

9 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 4 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 4 について (略)

2 5 について (略)

2 7 について (略)

9 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 4 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 4 について (略)

2 5 について (略)

2 7 について (略)

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

30について

- (1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象(ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等)を想定すること。
- (2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、ガス用品を見えない位置から発するコマンドによって、ガス用品を制御する操作をいう。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵することがあるが、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる制御装置とはみなさない。
- (3) 「コントローラー」とは、ガス用品を制御する装置の総称をいう。
- (4) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。
- (5) 「通信回線」とは、有線通信(汎用通信線を利用するもの)・無線通信の物理的な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線LAN、無線LAN、無線PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

31について (略)

[半密閉燃焼式ガストーブ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

(新設)

(新設)

29について (略)

[半密閉燃焼式ガストーブ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 3電気点火性能試験中3試験方法c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 0燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3 0秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1 0について (略)

1 2について (略)

1 3について (略)

1 4について (略)

1 5について (略)

1 6について (略)

1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2 1 2 2 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス暖房機器の表6性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について (略)

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表2 0電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 3電気点火性能試験中3試験方法c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 0燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3 0秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1 0について (略)

1 2について (略)

1 3について (略)

1 4について (略)

1 5について (略)

1 6について (略)

1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 2 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について (略)

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表2 0電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

25について (略)

28について (略)

29について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.0及び3.1について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3.2について (略)

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

2について (略)

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

11について (略)

12について (略)

13について (略)

25について (略)

28について (略)

29について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

(新設)

3.0について (略)

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

2について (略)

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

11について (略)

12について (略)

13について (略)

1 4 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の 9. 1 7 水通路の耐圧試験 9. 1 7. 3 ふろがま a) かま本体により確認することとする。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 5 について (略)

2 7 について (略)

2 8 について

1 4 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の 7. 1 7 水通路の耐圧試験 7. 1 7. 3 ふろがま a) かま本体により確認することとする。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 5 について (略)

2 7 について (略)

2 8 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

2 9 及び 3 0 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3 1 について (略)

[ガスふろバーナー]

2 について (略)

4 について

「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

9 について (略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

2 について (略)

3 について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について (略)

6 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

(新設)

2 9 について (略)

[ガスふろバーナー]

2 について (略)

4 について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(新設)

8 について (略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

2 について (略)

3 について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について (略)

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

10について (略)

11について (略)

12について (略)

14について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

17について (略)

19について (略)

20について (略)

21について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22について

「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26の2について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

10について (略)

11について (略)

12について (略)

14について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

17について (略)

19について (略)

20について (略)

21について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 7 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 8 について (略)

2 9 について (略)

3 1 について (略)

3 2 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 3 及び 3 4 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3 5 について (略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

2 について (略)

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 7 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 8 について (略)

2 9 について (略)

3 1 について (略)

3 2 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。  
(新設)

3 3 について (略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

2 について (略)

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器

の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6 について (略)

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について (略)

1 0 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 8 について (略)

2 2 について

( 1 ) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

( 2 ) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について (略)

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 9 ) 家庭

の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6 について (略)

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について (略)

1 0 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 8 について (略)

2 2 について

( 1 ) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

( 2 ) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について (略)

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 ( 2 0 1 0 ) 家庭

用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について （略）

3 3 について （略）

3 4 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 9 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 5 及び 3 6 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3 7 について （略）

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

2 について （略）

3 について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 （ 2 0 1 0 ） 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 9 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について （略）

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 9 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について （略）

9 について （略）

1 0 について （略）

用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について （略）

3 3 について （略）

3 4 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 0 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

(新設)

3 5 について （略）

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

2 について （略）

3 について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 （ 2 0 1 0 ） 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 0 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について （略）

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 （ 2 0 1 0 ） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について （略）

9 について （略）

1 0 について （略）

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 6 について (略)

2 0 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 5 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の 9. 1 7 水通路の耐圧試験 9. 1 7. 3 ふろがま a) かま本体により確認することとする。

2 6 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9 について (略)

3 1 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 6 について (略)

2 0 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の 7. 1 7 水通路の耐圧試験 7. 1 7. 3 ふろがま a) かま本体により確認することとする。

2 6 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 ( 2 0 1 1 ) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9 について (略)

3 1 について (略)

3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.8 構造試験中1 振動試験により行うこととする。

3.3及び3.4について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3.5について (略)

[ガスこんろ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.9 材料試験中4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、例えば、日本産業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則5.2 材料一般b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.3 電気点火性能試験中3 試験方法c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1.5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3.0秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1.0について (略)

1.2について (略)

3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.8 構造試験中1 振動試験により行うこととする。  
(新設)

3.3について (略)

[ガスこんろ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.9 材料試験中4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則5.2 材料一般b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.3 電気点火性能試験中3 試験方法c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1.0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1.5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3.0秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1.0について (略)

1.2について (略)

1 3 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について (略)

1 8 について

(1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本産業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス調理機器の表 5 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法がある。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 9 について

(1) (略)

(2) 図 3 及び図 4 における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本産業規格 B 0 4 0 5 ( 1 9 9 1 ) 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

2 3 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 4 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本産業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス調理機器の表 5 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 6 について

荷重試験については、例えば、日本産業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス調理機器の 7. 4. 2 機種別試験により行う方法がある。

2 8 について

「反復使用」については、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 5 反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本産業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス調理機器の表 5 性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

1 3 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について (略)

1 8 について

(1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法がある。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 9 について

(1) (略)

(2) 図 3 及び図 4 における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格 B 0 4 0 5 ( 1 9 9 1 ) 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

2 3 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 4 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 6 について

荷重試験については、例えば、日本工業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス調理機器の 7. 4. 2 機種別試験により行う方法がある。

2 8 について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 5 反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格 S 2 1 0 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

30 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 9 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行う方法がある。

31 について

(1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象

(ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等)を想定すること。

(2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、ガス

用品を見えない位置から発するコマンドによって、ガス用品を制御する動作をいう

。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵す

ることがあるが、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる制御装置とはみ

なさない。

(3) 「コントローラー」とは、ガス用品を制御する装置の総称をいう。

(4) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組み

をいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフ

ト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

(5) 「通信回線」とは、有線通信（汎用通信線を利用するもの）・無線通信の物理的

な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線 LAN、無線 LAN、無

線 PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

32 について

「容易に消火操作又は火力調整が行えないもの」とは、以下に掲げる機能によって遠隔操作を行う以外に、遠隔操作が行えないものをいう。

・使用者がガス用品から離れた場合、使用者の位置情報等を検知し、自動的に消火する

＝

・使用者が調理継続できない状態になったことを検知し、自動的に消火する。

33 について (略)

30 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 ( 2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行う方法がある。

(新設)

(新設)

31 について (略)